

令和8年度静岡県外部デジタル人材確保に向けた市町伴走支援業務委託仕様書

1 業務名称

令和8年度静岡県外部デジタル人材確保に向けた市町伴走支援業務委託

2 業務目的

県内市町が地域課題解決に向けて実施しているDX推進をより加速させるために、発注者が把握する県内全市町のDX推進における課題、ニーズを踏まえ、各市町が課題に適した外部デジタル人材を確保できるよう、市町に対して伴走支援を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4 想定業務スケジュール

	R8.5	R8.6	R8.7	R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	
事業実施準備		■										
人材像明確化支援		■										
人材マッチング支援					■							
問合せ対応		■										

5 実施内容

現在、県内において継続的かつ直接的に実務を行う外部デジタル人材を必要とする市町があるが、外部デジタル人材に対して求める役割やスキルの整理、明確化ができていなく、限られたマンパワーの中で業務を行っており、任用できていない市町が散見される。

そのため、各市町のDX推進を加速させる伴走支援を行うため、下記項目の支援を実施する。

なお、本業務の推進に当たり、各市町による人材確保のための追加提案を行うことは妨げない。

また、実施に当たっては、各市町の本業務への協力が過度な負担とならないよう留意すること。

(1) 人材像明確化支援

県内全市町におけるDX推進に係る課題を把握するためのアンケートを実施し、調査結果に基づき、発注者及び受注者との協議の上、支援団体を5市町程度設定する。

その後、受託者が更なる現地訪問等を行い、アンケート内容を踏まえたより詳細な人材像の明確化に向けたヒアリングを行うこと（最低回数は以下のとおり）。

(対面ヒアリング 1.5 時間× 1 回× 5 市町)

(オンラインヒアリング 1.5 時間× 1 回× 5 市町)

なお、希望市町が 5 市町に満たない場合は、発注者及び受注者で協議の上、支援市町数に応じた変更契約を締結（減額）するか、以下のどちらかを行うこと。

①支援市町数を減らし、5（3）の勉強会を複数回実施する。

②令和 9 年度支援市町掘り起こしのため、発注者が指定した市町へヒアリングを行い、外部デジタル人材確保に関する課題ヒアリング等を実施する。

(2) 人材マッチング支援

支援市町にて翌年度より外部デジタル人材が任用できることを目指し、(1)により洗い出された課題等を解決することができる外部デジタル人材の確保に向けた必要な支援を行うこと（公募スキームの策定支援や選考段階における伴走等）。

また、今後も人材の確保が継続するよう募集におけるノウハウ等を助言するとともに、確保した人材の定着に向けた必要な支援を行うこと。

(3) 優良事例、課題解決勉強会の開催

外部デジタル人材の確保支援に当たり、県内市町に対して全国における優良事例紹介や各市町の課題解決に向けた勉強会を開催すること。

(オンラインもしくは対面での開催 1 回 (120 分))

(4) 令和 7 年度支援市町へのアフターフォロー

「令和 7 年度外部デジタル人材確保伴走支援事業」にて支援し、令和 8 年度より外部デジタル人材の任用を開始した 3 市町に対し、外部デジタル人材が継続的に市町の DX 課題を解決できるようアフターフォローを行うこと。

(5) 問合せへの対応

本事業における、県内全市町からの問合せに対応すること。

6 実施体制

本業務の実施に当たり、委託期間全般を通じて、必要となる DX 推進に関する知識・ノウハウを十分に有するスタッフを確保し、業務を円滑に推進できる体制を確保すること。

毎月 1 回程度オンライン等にて発注者と受注者間で定例ミーティングを行うこと。

7 成果物

(1) 成果物

次に掲げる成果物を、各提出期限までに、電子データにより各 1 部納入すること。

No.	名 称	提出期限
1	業務実施計画書	契約締結後 7 日以内
2	中間報告書 ・支援市町へのヒアリング結果の概要	10 月中旬

	・上記を踏まえた外部デジタル人材へ求める役割、スキル等の整理状況	
3	最終報告書 ・本業務において作成した資料一式を含む。 (ただし、既に納入済みのものは除く。)	業務完了時

(2) 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物の権利は、発注者に帰属するものとする。

(3) 秘密の保持

受注者は、本業務の処理上知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

8 仕様書の記載事項の追加及び変更

この仕様書の記載事項は、発注者と受注者が協議し双方が合意した場合は、契約書の記載内容及び本業務の趣旨に反しないことを前提に、契約金額の範囲内において随時修正・変更できるものとする。